

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人井手歯科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市本町3番13号

(3) 設立認可年月日 平成 4年 9月24日

(4) 設立登記年月日 平成 4年10月13日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として
管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	井手歯科医院	長崎県諫早市本町3番13号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月27日 令和4年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 井手歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市本町3番13号

貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,199	I 流 動 負 債	2,616
II 固 定 資 産	1,553	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	1,542	負 債 合 計	2,616
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	△ 864
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	8,136
資 産 合 計	10,752	負債・純資産合計	10,752

様式4-2

法人名 医療法人 井手歯科医院
所在地 長崎県諫早市本町3番13号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	33,464
2 事業費用	35,309
本来業務事業損失	1,845
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	1,845
II 事業外収益	1,617
III 事業外費用	0
経常損失	228
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	228
法人税等	71
当期純損失	299

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名医療法人 井手歯科医院

※医療法人整理番号

所在地長崎県諫早市本町 3 番 1 3 号

財 産 目 録
(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額	10,752 千円
2. 負 債 額	2,616 千円
3. 純 資 産 額	8,136 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		9,199
B 固 定 資 産		1,553
C 資 産 合 計 (A + B)		10,752
D 負 債 合 計		2,616
E 純 資 産 (C - D)		8,136

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人井手歯科医院

理事長 井手 庸 隆 殿

私は、医療法人井手歯科医院の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月26日

医療法人井手歯科医院

監事 井手 通 雄